

事務連絡
令和2年4月20日

各務原市内介護保険サービス

同 有料老人ホーム
同 サービス付き高齢者向け住宅 事業者 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルスに係る介護サービス事業者等施設における 適切な感染防止対策の協力要請について（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、令和2年4月16日付けで岐阜県を含む全国を対象とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」が発令されました。

これに伴い、岐阜県より介護サービス事業者等施設における適切な感染防止対策の協力要請が発せられていますので、次の文書を各務原市内の介護サービスに関わる全事業者に周知します。

周知文書

- (1) 令和2年4月17日付 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長発 高第82号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設(介護サービス事業所等)の適切な感染防止対策の協力要請について」
- (2) 【別紙】 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9号に基づく「適切な感染防止対策」の内容
- (3) 令和2年4月17日付 岐阜県健康福祉部高齢福祉課長発 事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設(介護サービス事業所等)の適切な感染防止対策の協力要請に係る留意事項について」

お問い合わせ先	各務原市健康福祉部 介護保険課施設指導係（担当：大丸）
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（代表）
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp（代表）